

別紙

「志太広域事務組合新ごみ処理施設（仮称）クリーンセンター整備に係る環境影響評価事後調査計画書」に関する意見について

静岡県

はじめに

本事業は、藤枝市と焼津市で組織する一部事務組合である志太広域事務組合（以下「事業者」という。）が藤枝市仮宿・高田地区にまたがる静岡大学藤枝フィールドの一部及びその周辺において、「高柳清掃工場」、「一色清掃工場」及び「リサイクルセンター」の老朽化により、これらの機能を集約したごみ処理施設を新たに建設するものである。

本施設のごみ処理能力は 230 t / 日 (115 t / 日 × 2 炉) であり、本施設の稼働により、約 $65,000 \text{Nm}^3 / \text{h}^1$ の排出ガスが生じるとともに、約 5,400 t / 年の焼却灰が発生することになる。

事業予定地の周辺地域には、地域の交流や活動の拠点となる巨石の森公園があり、その公園付近の朝比奈川沿いの遊歩道から事業予定地を望むと、自然豊かな風景が広がっており、散策路や通学路など四季を通じて地域の人々に親しまれている。

また、工事に伴う排水の放流先となる高田大溝川の上流付近で合流する藪田川とその周辺は、「指定希少野生動植物²」であるカワバタモロコ³の生息を保全する場所として、「ふじのくに生物多様性地域戦略⁴」（平成 30 年 3 月、静岡県）において「今守りたい大切な自然⁵」に選定されている。

このような地域固有の資産は、後世に永く受け継がれるべき普遍的な価値を有するものであり、事業の実施に当たっては、大気質、水質、動物・植物・生態系、景観等に十分な配慮が必要である。

このため、環境保全措置及び事後調査を確実に実施し、必要に応じて、追加の環境保全措置を講じることで周辺環境に及ぼす影響の回避、低減に努めていただきたい。

併せて、事業の実施に当たっては、地域住民等からの意見に十分配慮し、丁寧な説明と積極的な情報公開を行っていくよう付言する。

-
- 1 「 Nm^3 / h 」とは、標準状態（0℃、1気圧）に換算した1時間当たりの気体の体積の単位のこと。
 - 2 「指定希少野生動植物」とは、静岡県希少野生動植物保護条例に基づき、知事が特に保護を図る必要があると認めて指定した希少野生動植物のこと。
 - 3 「カワバタモロコ」とは、全長 30～50mm の小型の淡水魚類で、平地部の流れの緩やかな細流や池沼に生息しているコイ目コイ科に属する日本固有種のこと。
 - 4 「ふじのくに生物多様性地域戦略」とは、静岡県の生物多様性を保全・活用し、継承していくための考え方を示すとともに、多様な主体に取組を広げていくことをねらいとして策定されたもの。
 - 5 「今守りたい大切な自然」とは、生物多様性の保全の観点により、県内 352 箇所の候補地から選ばれた 10 箇所の重要な生息生育地のこと。藪田川とその周辺は、カワバタモロコの生息分布の東限に位置する。

I 全般的事項

- 1 事後調査結果については、定期的に事後調査報告書として報告するとともに、広く市民等に公表して透明性の確保に努めること。
- 2 環境保全目標や環境保全措置が評価書に具体的に示されていない項目（水質、景観及び廃棄物）については、事業者が入札参加希望者へ提示する「要求水準書⁶」に、環境保全分野の専門家の意見を十分に反映させ、可能な限り環境影響の回避、低減に努めること。
- 3 施工業者決定後、必要に応じて専門家及び関係機関の意見を踏まえて、調査時期を決定すること。
- 4 工事中及び供用後において、現段階で予測し得ない環境への著しい影響が確認又は懸念された場合には、専門家の指導及び助言を得ながら状況を把握し、事後調査を実施すること。また、必要に応じて、環境保全措置を講じて、その効果を事後調査により検証すること。
なお、追加して実施した事後調査及び環境保全措置については、事後調査報告書に記載すること。
- 5 工事の実施により、市道仮宿下付田高田線の道路工事及び藤枝高田工業団地の造成工事との複合的な要因により、環境に著しい影響が生じることがないように、工事に伴う排水地点の選定及び工事最盛期等の調整を行い、環境に及ぼす影響を低減するよう努めること。

6 「要求水準書」とは、主に設計・建設及運營業務における基本的事項について定めたもので、発注者が入札参加希望者に対して要求する仕様やサービスの水準を示した文書のこと。

II 個別事項

1 大気質

(1) 調査地点の追加

想定される有効煙突高さ⁷では北、南、西系からの風の出現率が高いとされていることから、大気汚染の調査地点は北、南系からの風の影響が考えられる2地点で計画しているが、西系からの風による影響が考えられる「内谷地区（大気7）」の地点を追加し計3地点とすること。

また、微小粒子状物質については南系からの風の影響が考えられる1地点で計画しているが、北、西系からの風による影響を受けることが考えられる「仮宿ふれあい広場（大気2）」、「内谷地区（大気7）」の2地点を追加し計3地点とすること。

(2) 調査時期

廃棄物運搬車両の騒音・振動、交通量における調査は、施設が定常的に稼働し、かつ、廃棄物運搬車両が運行しているごみ収集日に行うこと。

2 水質

(1) アルカリ排水

事業予定地周辺の河川に生息する希少な淡水魚類を保全するため、アルカリ排水が生じるコンクリート工事の期間においては、公共用水域への排水地点でpHを1日当たり複数回の測定をし、事業者が設定する排水の管理目標値内に収まっていることを確認すること。

なお、管理目標値を超えた場合は、追加の環境保全措置を講じること。

(2) 濁度

事業予定地周辺の河川に生息する希少な淡水魚類を保全するため、工事による排水について、専門家の指導及び助言を受けた上で濁度の管理目標値を設け、公共用水域へ排水する場合は、排水地点で濁度を1日当たり複数回の測定をし、管理目標値内に収まっていることを確認すること。

7 「有効煙突高さ」とは、煙突高さに排出ガスの上昇高さを加算した高さのこと。

工事に伴う排水を河川の低水時に行う場合は、濁水が河川への流入による影響が大きいため、別途、管理目標値を設定すること。

なお、管理目標値を超えた場合は、追加の環境保全措置を講じること。

3 地下水

地下水の水質の測定

地下水の水質の調査時期及び回数については、供用後、施設が定常的に稼働している時期に1回実施するとされているが、地下水の水質はその水位と関連している可能性があることから、地下水の水位と同様に1月当たり1回、1年間の調査をすること。

4 動物・生態系

(1) カワバタモロコの生息状況調査

カワバタモロコの調査時期や採集方法について、専門家の指導及び助言を受けた上で、決定すること。

(2) 希少な猛禽類の事後調査の実施

オオタカ⁸・ハイタカ⁹などの希少な猛禽類の生息状況については、工事中の事後調査を実施しないこととしているが、現段階で予測し得ない著しい影響が今後予測されることになった場合には、専門家の指導及び助言を受けた上で、必要に応じて事後調査を実施すること。

5 景観

(1) 調査時期の追加

四季により植生の状況が異なるため、夏季に加えて、冬季においても事後調査を実施すること。

(2) 調査地点の追加

藤枝岡部 IC ロングランプ地点は、道路利用者の眺望地点となるため、調査地点に追加すること。

8 「オオタカ」とは、全長 50～56cm の中型の猛禽類で、県内各地に広く分布し、主に標高 500m 以下の森林と農耕地が混在する里山に生息しているタカ目タカ科に属する留鳥のこと。(県版レッドリスト 2017 準絶滅危惧 (NT))

9 「ハイタカ」とは、全長 30～40cm のやや小型のタカで、ユーラシア大陸に広く分布し、個体数は少ないが県内の山地で周年生息している、タカ目タカ科に属する留鳥又は冬鳥のこと。(県版レッドリスト 2017 絶滅危惧Ⅱ類 (VU))

